

(公財)福島県文化振興財団助成事業利用の手びき

文化振興財団は、あなたの文化活動のお手伝いをいたします。

この手びきは、あなたが文化振興財団助成事業をお気軽にご利用いただくために作成いたしました。お読みになって不明の点等がありましたら、あなたのまちの教育委員会などのご担当窓口あるいは文化振興財団(TEL024-534-9191)にご相談ください。

1. 文化振興財団の助成事業には、どんなものがあるのでしょうか？

一般の文化団体等が活用できる助成事業は、次のとおりです。なお、個人への助成事業については、当分の間休止させていただきます。

①成果発表事業に対する助成

自ら行う常日頃の文化活動の成果を広く県民に公開する場合に助成の対象となります。たとえば、美術展、音楽会、演劇・舞踊の公演、文芸誌・郷土史誌の出版、広域的に行われる短歌大会等が該当します。

②発表会等への参加事業に要する助成

県内外での発表会等へ、県代表以上の資格またはそれに準ずる資格で出場または出品する場合に、助成の対象となります。

また、国内の公的機関から招へいされ出場または出品する場合で、財団で認めるものについては、助成の対象となります。

③特認事業

講演会等の文化事業で、その内容が全県的に大きな影響を与え、県民文化の振興に著しく寄与すると認められる場合に、助成の対象となります。

④文化団体への事業費

文化活動(7ページ記載の文化活動の範囲)に関し連絡調整をすることを目的とする全県規模の文化団体の事業に要する経費について、助成の対象となります。

⑤文化財の保護事業に対する助成

登録文化財及び市町村指定文化財のうち、国及び自治体以外が所有する文化財の保護・保存のための事業、または、当該市町村の推薦があり、特に財団が必要と認める文化財の保護・保存のための事業については、助成の対象となります。

また、経済産業省が認定した近代化産業遺産(国及び自治体所有を除く)の保護・保存のための事業の場合、助成の対象となります。

たとえば、有形文化財・記念物の保存・補修事業や、無形文化財・民俗文化財の備品整備・伝承及び記録事業等が該当します。また、文化財関連の展示や民俗芸能等の発表会を目的とした事業等も対象となります。

⑥文化振興による地域づくり事業

文化振興による地域活性化に関するソフト事業及び文化資源を生かした地域づくりに関するソフト事業で、地域の文化振興への影響が大きいものが助成の対象となります。ただし、自ら行う事業であっても、専ら鑑賞することのみを目的とする事業は除きます。

⑦伝統文化の保存・継承・発展事業

伝統文化の保存・継承・発展を目的としたソフト事業であり、伝統文化の保存・継承・発展への影響が大きいものが助成の対象となります。ただし、⑤「文化財の保護事業」の対象となる事業は除きます。

⑧被災者文化活動支援事業

(1)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が参加する芸術文化及び伝統芸能に関する事業が助成の対象となります。

(2)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が伝統文化の保存・継承のために行うソフト事業が助成の対象となります。ただし、「国及び県指定文化財」は除きます。

(3)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が所有する伝統芸能の用具等の新調・修理事業が助成の対象となります。ただし、「国及び県指定文化財」は除きます。

2. 助成金の交付申請を行うと必ず助成金が交付されますか？

助成金の交付決定は、審査委員会の公正な審査を経て行われます。助成金交付のための主な要件は、次のとおりです。詳しくは、あなたのまちの教育委員会などのご担当窓口あるいは文化振興財団にお尋ねください。

①助成金交付申請者の要件

(1) 福島県に住所を置き、活動の本拠を有するもの

(2) 文化団体にあつては、次の実体を有するもの

ア. 一定の規約を有すること。

イ. 代表者及び所在地が明らかであること。

ウ. 会計経理が明確であること。

エ. 一定の活動実績があること、またその見込みがあること。

②助成事業の要件

(1) 特定団体の宣伝、または営利を目的とするものでないこと。

たとえば、塾・教室等の教育的企業活動の成果発表事業や自己宣伝的(一流一派等)色彩の強い成果発表事業については、審査委員会で特に内容が優れたものと認められた場合を除き、助成の対象とはなりません。

(2) 助成の対象となる事業の目的及び実施方法が適切であること。また、その実施が確実であること。たとえば、次の場合等については、助成の対象とはなりません。

ア. 展覧会で、作品の頒布をともなう場合

イ. 発表会で、入場者に飲食を提供する場合

ウ. 発表会で、旅館等の宿泊施設で行う場合

エ. 寄附行為等を伴う場合(作品等のチャリティー販売等)

オ. 単なる鑑賞を目的とする事業の場合

(3) 助成金の使途が適正であること。

(4) 助成の対象となる事業の実施に必要な資金のうち、助成を受ける者の負担すべき額を確実に保有すること。

(5) 助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

(6) その他、次のものは助成の対象範囲外です。

ア. 学校教育上の文化行事や部活動

イ. 財団が対象とする文化活動の範囲(7ページ記載)に該当しないもの

(例) 自然科学や自然保護関係の出版物等

ウ. 文化団体の範ちゅうに該当しないもの

(例) スポーツ団体や友の会、町内会の記念誌、塾・カルチャースクール等の延長や会員の自己研修の域にとどまり、公開性に欠けるもの、鑑賞目的事業等

3. 助成金交付申請の手続き等についてお知らせください。

あなたのまちの教育委員会などのご担当窓口申請書の用紙を備えつけております(なお申請書の用紙は、財団のホームページからもダウンロードできます)。これに記入のうえ必要書類を添付し、ご担当窓口提出して下さい。担当者の方が、申請書の記入方法等についても親切に指導してくれます。

①申請から助成金交付までの流れ

(1) 助成金交付申請書(第1号様式)の提出 …受付期間は、下記参照。
↓
(審査委員会の審査)
↓
(2) 助成内定通知
↓
(3) 助成事業実績報告書(第6号様式)の提出 …原則として事業完了後、2か月以内に申請した市町村ご担当窓口提出。なお、年度終了間際の事業で、事業完了日が同会計年度の翌年度となる場合は、4月10日を最終提出期限といたします。 ⇒ 助成金額の確定(助成金確定交付通知書により通知) ⇒ 助成金確定交付請求書(第8号様式)の提出
↓
(4) 助成金の交付…あなたの指定した口座へ振込

②申請期日と対象行事等の時期

○全助成事業対象

助成対象となる事業を行う期間	助成申請受付開始日	助成申請締切日
4月1日から翌年3月31日	前年度の12月1日	前年度の2月末日

※「成果発表事業」等における出版物については、当該年度中に刊行予定のもののみ、助成申請を受け付けます。

※「発表会等への参加に要する事業」については、事業の確定時期を問わず一会計年度中一回限りの上記申請期間の受付となります。

③文化活動の範囲

(種別)	(対象範囲)
美術	絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン
音楽	邦楽、(民謡、吟詠を含む)、洋楽
演劇	伝統演劇、現代演劇
文学	小説、エッセー、ノンフィクション、戯曲、詩、短歌、俳句、川柳、評論、児童文学、随筆(※遺稿集を除く)
舞踊	邦舞(民踊を含む)、洋舞
映画	(自ら製作したものの上映発表会)
文化財の保護	民俗芸能、伝統技術、文化財
郷土史誌	(※遺稿集を除く)

④申請の提出書類

ア. 助成金交付申請書(第1号様式)

※申請団体の沿革または個人の略歴(付表1)、助成活動の実施計画書(付表2または付表2-1)、助成活動の収支計画書(付表3)を含む。

イ. 団体の会則(様式は自由)

ウ. 当該年度の事業計画書及び収支予算書(様式は自由)

エ. 団体の会員名簿

オ. 活動実績を明示した資料

カ. 前回作成した刊行物1冊

なお、文化財の保護事業で有形文化財・記念物・近代化産業遺産の保存・補修事業の場合は、下記の書類を合わせて提出してください。

キ. 保存・補修前の写真

ク. 保存・補修費の見積書

4. 助成金の限度額はどの位ですか？

助成金の限度額は文化活動の種別、あるいは申請者が個人か、団体かによって次のとおりとなりますが、個人の申請については当分の間休止とさせていただきますので、ご注意ください。

なお、助成交付基準額が5万円未満となる事業については、原則として助成対象外となりますのでご注意ください。

①成果発表事業の場合

(単位:千円)

種 別	団 体			個 人	
	全県的組織	広域的組織	それ以外	全国的評価	全県的評価
美 術	100	80	50	100	50
音 楽	100	80	50	100	50
演 劇	100	80	50	100	50
文 学	100	80	50	100	50
舞 踊	100	80	50	100	50
映 画	100	80	50	100	50
郷土史誌	100	80	50	100	50

(備 考)

ア. 団体については、正会員数がおおむね 10 名以上の成果発表事業について、助成の対象となります。

イ. 出版事業については、おおむね 50 ページ以上の刊行物について、助成の対象となります。

ウ. 助成額は、団体等が負担する自己資金の額を超えないものとします。

②発表会等への参加事業の場合 (単位:千円)

	国 内
出 場	100
出 品	50

(備 考)

ア. 東北大会と全国大会の両方に出場が決まった場合には、原則どちらか一方のみの助成(一会計年度中一回限り)とさせていただきます。また、事業名が異なる申請であっても、同一文化団体である場合は同様の扱いとさせていただきます。

なお、国外への出場については、当分の間休止とさせていただきます。

イ. 助成額は、団体等が負担する自己資金の額を超えないものとします。

③特認事業、文化団体への事業費の場合

助成額は、財団の助成事業計画に基づき決まります。

④文化財の保護事業の場合 (単位:千円)

種 別	金 額
有形文化財・記念物	100
無形文化財・民俗文化財	100
歴史的施設、文化的価値のある建造物	100

(備考)

ア. 保存事業・伝承事業のほかに記録事業も助成の対象となります。

(例)記録写真集・記録映像集の作成等。

イ. 文化財関連の展示や民俗芸能等の発表会を目的とした事業等も対象となります。

⑤文化振興による地域づくり事業、伝統文化の保存・継承・発展事業の場合

(単位:千円)

事業名	金額
文化振興による地域づくり事業	100
伝統文化の保存・継承・発展事業	100

なお、文化団体海外公演等支援事業については、廃止とさせていただきます。

⑥被災者文化活動支援事業の場合

(単位:千円)

事業名	金額
東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が参加する芸術文化及び伝統芸能に関する事業	100
東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が伝統文化の保存・継承のために行うソフト事業	100
東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が所有する伝統芸能の用具等の新調・修理事業	100

(留意事項)

毎年度の助成内定額については、助成予算の範囲内においての支給となりますので、申請総額が助成予算を上回る場合、公平・均等な調整をさせていただきます。このため、各事業①～⑥の助成金限度額を必ずしも内定出来ない場合もありますことをご理解願います。

5. 助成対象経費について説明してください。

助成対象となる経費は、事業の区分により、次のとおりです。

なお、財団の助成は、あくまでも地域の人々に公開するために直接に要する経費を対象としておりますので、練習等に要する会場借上料・講師謝礼金・消耗品費・会議費・食糧費等の経費は助成の対象になりません。

また、助成対象事業に対し国並びに県・市町村等より補助がある場合は、助成対象経費(助成金額の算定の基礎となる支出経費)より市町村等補助金は控除して算定されます。

①成果発表事業の場合

助成対象経費は次の5つの経費ですが、出版事業についてはこのうち、(3)印刷製本費のみが対象経費です。

- (1)使用料及び賃借料…会場使用料、及び展示パネル・音響・照明器具・楽器(ピアノ等)の借上げ料等が、助成の対象です。
- (2)通信運搬費…事務連絡用の郵便切手・はがき・電話代、及び大型器材の運搬費、並びに作品の搬入・搬出経費等が助成の対象です。
- (3)印刷製本費…看板・ちらし・ポスター・目録・プログラム・チケット等の作成経費が、助成の対象です。なお、図録・記念誌の作成経費は、助成の対象外です。
- (4)講師等の旅費…講師・審査員・指揮者・伴奏者に対する旅費が助成の対象です。ゲスト出演、賛助出演・出品等に対する旅費、及び会員による審査等に対する旅費は助成の対象外です。なお、旅費は実費による精算額を基準とし、実績報告書提出時に証ひょう等資料を必ず添付していただくようになります。
- (5)その他の経費…上記の経費に準ずる経費で例えば「会場の冷暖房費」「会場清掃料」「著作権使用料」「ピアノ調律料」等が助成の対象となります。なお、会議費、食糧費、アルバイトの賃金、賞品代、消耗品費等は助成の対象外です。

②発表会等への参加事業の場合

- (1)出場の場合…旅費、通信運搬費等が助成の対象です。
- (2)出品の場合…通信運搬費等が助成の対象です。

③文化財の保護事業の場合

事業に要する経費が、助成の対象です。

(1)保存事業の場合…建物・記念物の補修費、並びに備品(楽器・器具・衣装等)の補修費及び新調経費が、助成の対象です。

(2)伝承事業の場合…伝承に要する会場借上料・講師旅費等が、助成の対象です。

(3)記録事業の場合…記録保存のためのビデオ、テープ、DVD、CD、写真集等の作成経費が、助成の対象です。

(4)その他…文化財関連の展示や民俗芸能等の発表会を目的とした事業等も対象となります。

④特認事業の場合

事業に要する経費が、助成の対象です。

⑤文化団体への事業費の場合

事業に要する経費が、助成の対象です。

⑥文化振興による地域づくり事業、伝統文化の保存・継承・発展事業の場合

事業に要する経費が、助成の対象です。

⑦被災者文化活動支援事業

(1)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が参加する芸術文化及び伝統芸能に関する事業の場合

以下の経費が助成の対象となります。

・使用料及び賃借料 ・通信運搬費 ・印刷製本費 ・講師等旅費 ・被災者(被災文化団体)の参加に要する旅費 ・その他の経費

(2)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が伝統文化の保存・継承のために行うソフト事業の場合

以下の経費が助成の対象となります。

・使用料及び賃借料・通信運搬費・印刷製本費・被災者(被災文化団体)の参加に要する旅費・委託料・その他の経費

(3)東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が所有する伝統芸能の用具等の新調・修理事業の場合

事業に要する経費が、助成の対象です。

6. 助成金の額はどのように決定されるのですか？

助成金の限度額は前記4のとおりですが、この限度額以内において次のように決定されます。

なお、助成対象事業に対し国並びに県・市町村等より補助がある場合は、助成対象経費(助成金額の算定の基礎となる支出経費)より市町村等補助金は控除して算定されます。

①成果発表事業、発表会等への参加事業、特認事業の場合

$$\text{助成金の算式} = \text{助成対象経費} \times 1/3$$

②文化財保護事業、文化振興による地域づくり事業、伝統文化の保存・継承・発展事業、文化団体への事業費の場合

$$\text{助成金の算式} = \text{助成対象経費} \times 1/2$$

③被災者文化活動支援事業の場合

$$\text{助成金の算式} = \text{助成対象経費} \times 2/3$$

7. 助成金は何回受けられますか？

財団では、できるだけ多くの文化団体に助成しようとする趣旨から、同一団体で助成を受けることのできる回数を、次のように定めております。

①年間の助成回数

助成回数は、原則として財団の一会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)を通じ、年1回です。

②通算の助成回数

助成の回数は、助成開始年度より通算で10回(10年)です。ただし、次に該当するものはこの限りではありません。

ア. 全県的組織の文化団体が行う優れた事業

イ. 広域的組織の文化団体が行う事業のうち、優れたもの

ウ. その他、地域文化の振興上、特に必要と認められるもの

なお、文化振興による地域づくり事業、伝統文化の保存・継承・発展事業、被災者文化活動支援事業は助成開始年度より通算で3回限りです。

8. 助成事業実績報告書及び請求書を提出する際に注意を要する点は どんなことでしょうか？

事業完了後、2か月以内に「助成事業実績報告書」を申請した市町村のご担当窓口に提出してください(最終提出期限は、事業完了日の属する会計年度の翌年度の4月10日までです)。なお、「助成事業実績報告書」の審査後、助成金の額を確定し、「助成金確定交付通知書」を通知しますので、「助成金確定交付請求書」を1か月以内に速やかに提出してください。年度終了間際に完了した事業については、4月末日を最終提出期限といたします。また、提出の際に注意を要する点は次のとおりです。

①実績報告書には、証ひょう書類として次の資料を添付してください。

(1) 美術、音楽、演劇、舞踊、映画及び文学(短歌・俳句等)の成果発表等の場合

- ア. 発表会の風景写真5枚程度(デジタルカメラによる写真及びカラーコピーでも可、以下同じ)
- イ. ポスター、プログラム、ちらし等各1枚
- ウ. 審査員・講師等の名簿1枚
- エ. 講師等の旅費の実費精算額が分かる領収書等の写し(必須)

(2) 文学、郷土史誌等の刊行物の場合

- ア. 助成の対象となった刊行物1冊
- イ. 印刷製本に要した領収書の写し1枚

(3) 発表会等への参加に要する事業の場合

- ア. 発表会の風景写真5枚程度
- イ. プログラム、ちらし等各1枚
- ウ. 事業参加が分かる新聞・雑誌等の写し1枚

(4) 文化財の保護事業の場合

- ア. 補修・新調、及び伝承にかかる写真5枚程度
- イ. 事業に要した領収書の写し1枚
- ウ. 伝承実施日程表1枚(※伝承事業の場合)

- エ. 助成の対象となったビデオ・DVD 等2部(※記録事業の場合)
- オ. 著作権に関する同意書(※記録事業の場合)

(5) 文化振興による地域づくり事業の場合

- ア. 事業の内容がわかる写真5枚程度
- イ. ポスター、プログラム、ちらし等各1枚
- ウ. 審査員・講師等の名簿1枚

(6) 伝統文化の保存・継承・発展事業の場合

- ア. 補修・新調、及び伝承にかかる写真5枚程度
- イ. 事業に要した領収書の写し1枚
- ウ. 伝承実施日程表1枚(※伝承事業の場合)
- エ. 助成の対象となったビデオ・DVD 等2部(※記録事業の場合)
- オ. 著作権に関する同意書(※記録事業の場合)

(7) 被災者文化活動支援事業の東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が参加する芸術文化及び伝統芸能に関する事業、東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が伝統文化の保存・継承のために行うソフト事業の場合

- ア. 事業の内容がわかる写真5枚程度
- イ. ポスター、プログラム、ちらし等各1枚
- ウ. 審査員・講師等の名簿1枚(※東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が参加する芸術文化及び伝統芸能に関する事業の場合)
- エ. 領収書の写し1枚
- オ. その他参考となる資料

(8) 被災者文化活動支援事業の東日本大震災又は原子力災害で被災した県民及び文化団体が所有する伝統芸能の用具等の新調・修理事業の場合

- ア. 補修・新調等にかかる写真5枚程度
- イ. 事業に要した領収書の写し1枚
- ウ. その他参考となる資料

(9) 文化団体への事業費の場合

実施事業ごとに上記(1)～(8)の事業で求める資料

②実績報告の結果、次の場合には、助成内定額が減額となることがあります。

(1) 収支決算の結果、助成対象経費が申請時より減少した場合

たとえば、申請時の助成対象経費が15万円の場合、助成内定額は15万円×1/3＝5万円ですが、決算の結果助成対象経費が12万円に減少したとしますと、助成金確定交付額は12万円×1/3＝4万円となり、1万円減額となります。

ただし、算定の結果、助成金の最高限度額を、なお上回る場合には、減額とはなりません。

(2) 収支決算の結果、剰余金を生じた場合

収支決算の結果、剰余金が生じると、生じた額に相当する助成金は必要としないことになり、剰余金分が減額となります。

〔減額の場合の手続き〕

実績報告の結果、財団より「助成金確定交付通知書」が送付されますので減額後の金額で、「助成金確定交付請求書」を提出してください。

- ・ 事業の途中で団体の代表者・住所等を変更し、申請時と相違する場合には、変更届(様式は自由)を実績報告書に添付してください。
- ・ 助成金確定交付請求書の助成金振込口座欄については、団体の場合は原則として団体口座を指定してください。

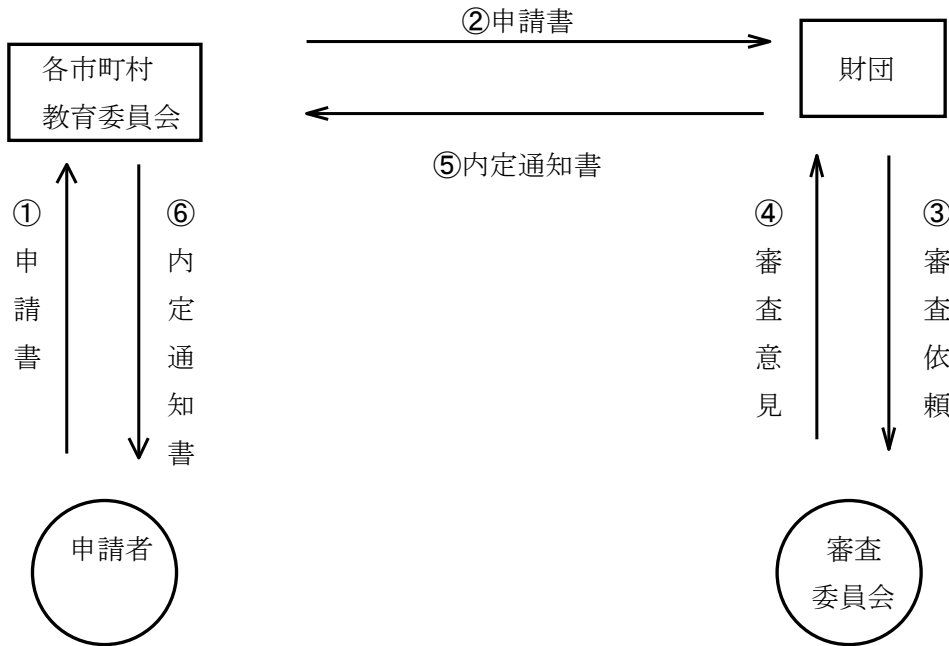
また、送金を希望される口座が団体名義の場合には、必ず通帳に記載されている団体名と氏名の両方を記入してください。

なお、助成金は、あなたが助成事業実績報告書及び、助成金確定交付請求書を提出されてから、あなたの指定した預金口座に振込まれます。

平成30年12月現在

(公財)福島県文化振興財団 文化推進課
〒960-8116 福島県福島市春日町5-54
電話 024-534-9191
とうほう・みんなの文化センター
(福島県文化センター)

【助成金の申請経路】



【助成金の実績報告・請求経路】

